

新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）【令和4年1月修正版】

主な修正箇所等

令和4年1月

項目	頁	修正概要	修正理由等		
			分かりやすさ	情報量の追加	意見・要望
1 現状と課題	1	「(1) これまでの経過」の中に国の三位一体改革の概要を追加		○	
	2	「(2)ア 待機児童」の中にグラフを追加	○	○	
	6	多摩26市の状況を「(4) 他自治体の動向」として追加	○	○	
3 新たな見直し方針	7～9	構成の変更（「(1) 見直し理由」・「(3) 見直し手法」の追加及び（ ）数字の繰り下げ）	○		
	8	「(4) 実施時期」中、わかたけ保育園について、「対象園保護者への説明については、遅くとも段階的縮小開始年度の前々年度から実施するものとする」旨追加		○	○
	9	「(9) 公立保育園の運営については、小金井保育園及びけやき保育園の2園を維持することを堅持するものとする」旨追加。	○	○	○
5 2園の段階的縮小期間の運営に係る基本的な考え方	9～11	構成の変更（入所児童の募集等、職員体制、維持管理などの段階的縮小期間中の運営について、項目等を整理）。	○		
	10	年度ごとの保育士体制を追加	○	○	○
		「(4)ア 転園申請における入所指数の配慮」について、令和4年10月入所から適用			○

項目	頁	修正概要	修正理由等		
			分かりやすさ	情報量の追加	意見・要望
5 2園の段階的縮小期間の運営に係る基本的な考え方	11	「(4)イ 園全体の児童数減少への対応」について、「段階的縮小に伴う子どもへの影響を逃減、ケアするため、園医及び児童発達支援センターきらりとの連携の下、子ども及び保護者に対する相談・支援等を行う」旨明記。			○
		交流事業実施にあたっては、「子どもへの負担にも十分配慮しながら」行うことを明記。			○
		「交流事業別交流先（予定）」を追記		○	○
		「(5) 保護者への報告・意見交換等」を追加し、「今後も、段階的縮小期間における対象園の運営及び取組については、公立保育園運営協議会または該当園にて、定期的に説明、報告及び懇談の場を設けることとする」旨明記。			○

注) その他、軽微な修正については、記載を割愛している。